

第四次下野市行政改革大綱の期間延長について

1 概要

- ・第四次下野市行政改革大綱の実施期間は令和2年度から令和6年度までとなり、第二次下野市総合計画の計画期間と相違している。

※第二次下野市総合計画期間 前期基本計画：平成28年度から令和2年度まで
後期基本計画：令和3年度から令和7年度まで

- ・次期総合計画は、10年間の計画期間である基本構想から見直しが行われる大規模な改定である。策定にあたっては、令和6年度に基礎調査やワークショップ等を実施し、令和7年度に計画を策定する2か年計画となっている。
- ・次期行政改革大綱については、本来であれば今年度策定を進めるところであるが、上記総合計画の策定スケジュールのとおり、今年度は次期総合計画を反映することができない。
- ・総合計画と行政改革大綱との整合性を図り、一体的な運用とするため、現行の行政改革大綱の期間を延長し令和7年度までとしたい。
- ・期間の延長に伴い、第四次下野市行政改革大綱（計画期間の延長）及び実施計画（令和7年度計画の設定）の改定が必要となる。

2 期間延長に係るスケジュール

- 6月27日（木） 下野市行政改革推進本部会議
・第四次下野市行政改革大綱の期間延長について
- 8月5日（月） 第1回下野市行政改革推進委員会
・第四次下野市行政改革大綱の期間延長に係る意見聴取
- 8～11月 （1）下野市行政改革推進本部会議幹事会（各課・局長）
・実施計画改定（令和7年度計画）の原案策定
（2）下野市行政改革推進本部会
・実施計画改定（令和7年度計画）の原案の検討・決定
- 1月31日（金） 第5回下野市行政改革推進委員会
・実施計画改定（令和7年度計画）の案に係る意見聴取
- 3月 下野市行政改革推進本部会
・第四次下野市行政改革大綱（期間の延長）及び実施計画（令和7年度計画）改定の確定

3 延長に向けての課題と対応策

現行の行政改革大綱実施計画については、評価基準が客観的でないもの等が散見される。

そのため、令和7年度計画は現行の取り組みを単純に延長するのではなく、次期計画策定につながる1年となるよう下記の点に留意して策定をする。

なお、留意事項については検討状況や意見聴取等により適宜見直していく。

(1) 市として力を入れて取り組むべき重点事項や行革に資するものを新規事業として計画に追加する。

(2) 現行の実施計画の事業については、①②を参考に取り扱う。

①令和7年度も継続して実施する事業

- ・段階的に目標を高く設定し、達成するための改善等を図っている事業
- ・事業の推進を図るため進捗管理をすることが適している事業

なお、評価基準が客観的でないものや目標値として妥当でないものについては見直しを行う。

②令和6年度までで進捗管理を終了する事業

- ・法令等に記載された実施が義務付けられている事業
- ・事業として確立しており、進捗管理の必要がない事業